

長野県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	76	【うち集落協定	1,257	個別協定	19	】
(2) 協定数	1,276	【対象農用地面積	12,188	交付面積率	83%	】
(3) 交付面積	10,116 ha	【地目別面積内訳	田: 9,174 ha	畑:	460 ha	】
			草地: 1 ha	採草放牧地:	481 ha	】
(4) 交付金額	1,692,709 千円	【うち共同取組活動分:	1,003,933	個人配分:	688,776	千円】

2 交付金交付の効果等

【 】は個別協定(内書き)

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、その解消を図るための方策が見い出せ、計画的な取組を進めることができるようになった。</p> <p>① 要指導・助言協定数 156 協定</p> <p>② 上記のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 121 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 35 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>耕作放棄の防止等の活動</p> <p>協定農用地では耕作放棄地が発生していないことから、この制度が耕作放棄の防止に大きな効果を上げている。</p> <p>① 交付金交付面積 10,116【441】 ha</p> <p>② 農振農用地区域への編入面積 44【0】 ha</p> <p>③ 既耕作放棄地の復旧面積 8【0】 ha</p>
	<p>水路・農道等の管理活動</p> <p>水路や農道の維持管理を定期的に行うようになったことにより、その機能が維持されている。協定参加者が共同して実施することにより、維持管理が効率的に行われている。</p> <p>① 水路の管理延長 2,301【0】 km</p> <p>② 道路の管理延長 2,137【0】 km</p>
	<p>多面的機能を増進する活動</p> <p>周辺林地の管理や景観作物の栽培を実施することにより、災害や有害鳥獣被害の防止に一定の効果が上がっており、また、景観形成、都市農村交流の促進及び学童教育にも役立っている。</p> <p>① 周辺林地の下草刈り 105【0】 ha</p> <p>② 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等) 68【2】 ha</p>
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>農用地等保全マップ</p> <p>農用地保全マップを作成している協定のうち、農地法面、水路・農道等補修改良のためのマップを作成している協定が8割を超えており、また、有害鳥獣対策のためのマップを作成している協定も3割を超えている。マップの作成により、保全する農用地の明確化が図られ、定期的・計画的に農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理が実施されている。</p>
	<p>A要件</p> <p>コンバインやトラクター等の農業用機械の共同化は、効率的な農作業を可能にしている。認定農業者の育成、農作業の受委託の推進や非農家、学校等と連携は、担い手不足をカバーしている。景観美化及び学童の体験教育にも役立っている。</p> <p>① 機械・農作業の共同化 276 ha</p> <p>② 高付加価値型農業の実践 181 ha</p> <p>③ 認定農業者の育成 137 人</p> <p>④ 新規就農の確保 48 人</p> <p>⑤ 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 344 ha</p> <p>⑥ 非農家・他集落等との連携 1,736戸、89団体</p> <p style="text-align: right;">・非農家等及び学校等 ・集落数 28 集落</p>
	<p>B要件</p> <p>地域営農組織の育成や担い手の集積化が図られた集落では、個人労力の軽減や作業の効率化が図られている。維持管理が難しい農地の保全が図られている。</p> <p>① 集落営農組織の育成 6 ha</p> <p>② 担い手集積化 181 ha</p>
(4) その他協定締結による活動	<p>集落機能の活性化</p> <p>集落における話し合いの機会が増えたことから、地域が一体となった取組を進めることができるようになった。農地や農山村の風景を景観資源としてとらえる意識が芽生え、それらを活用したイベントも開かれている。</p>
	<p>その他(特別加算)</p> <p>規模拡大加算及び土地利用調整加算による活動により、管理されていない農地の担い手への集積が進んだ結果、耕作放棄地の発生を防止している。農地の流動化や集落による共同管理を促進する効果もみられる。農業生産法人の設立により持続的な農業経営が安定的に営まれている。</p> <p>① 加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大 211 ha ・土地利用調整 68 ha ・耕作放棄復旧 2 ha ・法人設立(特定農業法人) (農業生産法人) 1 法人 5 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<p>高齢化が進展する中、今後5年間農業生産活動を継続することへの不安から、事業の継続に慎重になっている集落が存在している。</p> <p>まとまった耕地面積を確保することが困難な集落も制度に参加できるよう、対象農用地の面積要件を緩和する必要がある。</p> <p>転作による米の生産調整が定着し、畑地化した耕作地が交付対象から外れることのないよう、水田と混在する畑の傾斜要件を水田と同基準に緩和する必要がある。</p> <p>有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、耕作放棄地の発生要因になっていることから、有害鳥獣対策に積極的に取り組めるよう、新たな加算制度を設ける必要がある。</p> <p>また、有害鳥獣対策は、単独の集落や市町村の取組には限界があることから、広域的取組を支援していく必要がある。</p> <p>さらに、狩猟者の高齢化が進む中、その対策の支援を進めていく必要がある。</p> <p>担い手の高齢化が進む中、15年先に農業生産活動が継続して実施できるよう地域の実情に合った営農の組織化や新規集農者の確保にメリハリの効いた誘導を行う必要がある。</p> <p>販売ルートを開拓する取組に対し、支援を行う必要がある。</p>
(2) 交付金交付の効果等	<p>協定参加者には非常に好評で効果も実感されていることから、交付金の給付水準を維持した上で、今後も継続していく必要がある。</p>

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、計画的な取組を進めることができるようになったことにより、今回、必須事項としたことは評価される。新規参加者には引き続き必須条件とすることが望ましい。</p> <p>計画の達成見込の状況は、中間評価時は81協定が、要指導・助言であったが、今回は、要指導・助言協定は8協定となっている。今後、これらの協定については、きめ細かい支援を実施することにより21年度中の目標達成は可能である。</p>	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>耕作放棄の防止活動及び水路・農道の管理活動は、いずれも高い効果を上げており、今回必須事項として実施したことは評価できる。</p> <p>多面的機能を増進する活動については、周辺林地の管理は、災害及び有害鳥獣対策に関し一定の効果が実感され、また、美しい景観の保全と創出につながっている。</p> <p>中間評価では、耕作放棄の防止活動について31協定、水路・農道の管理活動について3協定、多面的機能等を増進する活動について28協定が要指導・助言であったが、今回は、それぞれ11協定、0協定、6協定となっている。今後、これらの協定については、きめ細かい支援を実施することにより21年度中の目標達成は可能である。</p>	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>○農用地保全マップの作成 保全する農用地の明確化が図られ、計画的な農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理において、高い効果を上げている。 要指導・助言協定数は中間評価時の12協定から2協定まで減ってきているので、今後の支援により目標の達成は可能である。</p> <p>○A要件 農業用機械の共同化については、効率的な農作業に貢献している。 後継者の育成については、新規就農者の確保が目標に対し8割程度達成されているが、地域の高齢化等から実施することが難しく、取り組んでいる協定は60程度に留まっている。 認定農業者の育成は、目標人数の9割以上が達成されているが、取り組んでいる協定数は120程度である。 担い手の育成は、農業の継続のためには非常に重要であるので、取組に対する支援は有効である。 担い手への農地の集積は、農地の個人所有意識が強いことなどから取り組んでいる協定は少ない。 多面的機能の発揮に取り組んでいる協定においては、景観美化、都市農村交流などにおいて、一定の効果を上げている。 A要件の要指導・助言協定数は、中間評価時の30協定から今回8協定まで減少しているが、うち担い手の育成に関するものが7協定となっており、達成に向けた支援が必要となっている。</p> <p>○B要件 集落を基礎とした営農組織の育成及び担い手への集積は、高齢化等による担い手不足を克服する手段としては有効であるが、農地の個人所有意識が強いことから、取り組んでいる協定集落は少ない。 B要件の要指導・助言協定数は、中間評価時と同じ2協定となっており、引き続き積極的な支援が必要となっている。</p>	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	<p>集落における会合等話し合う機会が増加したことにより、集落活動に対する住民意識が向上している。</p> <p>集落における様々な取組がなされるようになり、地域の活性化に繋がっている。</p> <p>以上の事例からも協定締結による活動は有効である。</p>
	その他(加算措置)	<p>規模拡大加算及び土地利用調整加算では、管理されていない農地の担い手への集積が進み、また、農地の流動化や農地の集落による共同管理を促進する効果もみられ、安定した農業生産活動が行われることにつながっていることから制度として有効である。</p> <p>農業生産法人の設立については、実施している集落においては、設立により持続的な農業経営が計画的かつ安定的に営まれている。</p> <p>一方で、規模の小さな集落協定などは、法人化のメリットが受けられないことから、法人設立の動きは見られない。</p> <p>担い手が高齢化する中、営農の組織化は必要であると考えられるので、加算措置を法人設立に限定するのではなく、法人設立に至らない地域の実情に合った営農組織の設立にも加算措置を講じることにより、営農の組織化を促す必要がある。</p>

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>○ 耕作放棄の発生防止・解消 集落協定代表者に対するアンケートによれば、耕作放棄の発生防止について97%の集落代表者がある効果を実感している。 第2期対策において協定に参加している農用地においては、耕作放棄地は発生していないが、第1期対策に参加していた集落で第1期対策から第2期対策に移行した際、協定の参加を見送った集落の8割においてはH17～H19の3年間に新たな耕作放棄地が発生している。 耕作放棄を防止するために重要な取組である集落全体で農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況については、協定を契機に活発化した集落が80%を越えている。 耕作放棄発生の主要因である鳥獣害を防止する取組の状況は、1協定当たり平均4.9haとなっており、第2期対策前(平成16年度)と比較すると被害が減ったと考える集落は6割を越えている。 以上のことから、本制度の中山間地域における耕作放棄発生防止に果たす効果は大きい。</p> <p>○ 集落機能の活性化 集落の話合いの回数が83%の集落で第2期対策以前より増加している結果などからも、本制度が集落機能の活性化に果たす効果は大きい</p> <p>○ 多面的機能の維持 本事業が多面的機能を維持する効果があるという割合は、協定集落及び市町村ともに90%を越えている。 集落協定及び市町村ともに最も大きい効果は、景観の保全である。 これらのことから、景観形成など多面的機能の維持に果たす効果は大きい。</p> <p>○ その他 第1期対策から第2期対策への移行に伴い参加をとりやめた協定の未継続の理由は、半数を超える集落が高齢化による担い手不足により、今後5年間事業を継続できる見通しが立たないことを上げている。 第2期対策終了後、本制度の継続を望まない集落が10%程度存在するが、同様の理由によるものと推測される。 事業実施期間を短縮すべきという意見もあるが、耕作放棄地の発生防止の観点から、事業を継続実施することを条件に交付金を交付することはやむを得ないものとする。 しかし、特に高齢化が進んでいる集落で第2期対策から継続して農業生産活動等を実施している集落については、農業生産活動の期間を5年以上に限定せず、短縮を容認し、また、農用地面積が対象期間中に縮小することも可能とするなど制度の緩和が望まれる。また、活動を中断した場合における交付金の遡及返還措置の例外規定を拡大する等の制度運用が望まれる。やる気のある人の気持ちを大切に制度設計の変更をすべきである。</p> <p>○ まとめ 本制度は、耕作放棄の発生防止・解消、集落機能の活性化及び多面的機能の維持に大きな効果があるので、諸課題に対応できるよう制度の内容を充実させた上、第2期対策の給付水準を維持することを前提に、平成22年度以降も継続して実施することが適当である。</p>	B

6 その他(特徴的な取組事例)

<p>①高沢集落(信濃町) (1)協定面積 3ha (2)交付金額 53万円 (3)取組内容 水田経営のほか、集落で運営する農事組合法人が経営するそば店にそばや野菜を納入するため、そばや野菜などを生産している。そば店の経営が好調なことから、そばの生産が盛んとなり、遊休農地の解消のほか、米の生産調整にも貢献している。</p> <p>②城原集落協定(喬木村) (1)協定面積 3ha (2)交付金額 44万円 (3)取組内容 耕作放棄の主な原因の一つとなっている有害鳥獣対策のため、協定農地全体に電気柵を設置した。また、協定農地は畦畔が高くモグラ被害が多かったため、モグラが嫌がる彼岸花を景観作物として植栽し、獣害対策と景観対策に効果を上げている。電気柵の設置は、周辺集落の獣害対策の手本となったことことから高い評価を受けている。</p> <p>③北割・南割集落協定(宮田村) (1)協定面積 20ha (2)交付金額 421万円 (3)取組内容 計画的・安定的な営農を実現するため、村一本の営農組合を設立し、さらに各地区ごとに営農組織を設けることにより農地の利用調整や作業受委託を進めている。</p>

中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果
A	おおいに評価できる
B	おおむね評価できる
C	やや評価できる
D	さほど評価できない
E	ほとんど評価できない
F	全く評価できない
G	その他